

不登校児童生徒への 支援の手引き

未然防止

初期対応

自立支援

義務教育段階の学校は、すべての児童生徒にとって、社会において自立的に生きる基礎を培う場です。

また、仲間づくりや協働的な活動を通して社会性を育む「学びの場」でもあり、極めて重要な役割を担っています。

しかし、本県における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、学校教育の喫緊の課題となっています。

本手引きでは、児童生徒が不登校にならない「未然防止」の取組、不登校の予兆を見逃さない「初期対応」、不登校児童生徒への「自立支援」についてまとめました。

本県のすべての児童生徒が笑顔で登校できる学校づくりを「チーム学校」で進めていきましょう。



令和7年3月改訂版
沖縄県教育庁 義務教育課

はじめに

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。

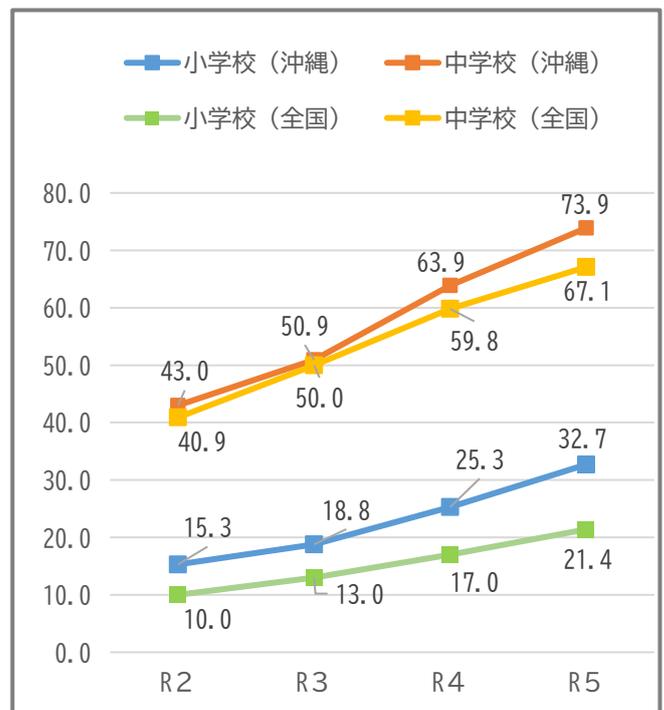
支援に際しては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することに留意が必要です。

学校の取組としては、学校長のリーダーシップのもと、魅力ある学校づくりを通じた「未然防止」、個々の児童生徒のアセスメントに基づいた組織的・計画的な「初期対応」、関係機関等との連携による「自立支援」をPDCA マネジメントの視点で充実させていく必要があります。

本県における 不登校児童生徒数の推移 (R2～R5)



全国との比較 (1,000人当たりの数)



目次

1 未然防止「魅力ある学校づくり」

- (1) 支持的風土をつくる学級・学校経営・・・・・・・・・・ 1
- (2) 「魅力ある学校づくり」に向けた非認知能力の育成について・・ 2
- (3) チーム学校で取り組む具体例・・・・・・・・・・ 3
 - 規範意識を高める取組・・・・・・・・・・ //
 - 児童会・生徒会活動を核とした自治的活動・・・・・・・・・・ //
 - すべての児童生徒に対する承認・勇気づけ・・・・・・・・・・ //
 - 生徒指導 PDCA サイクル×2・・・・・・・・・・ 4

2 初期対応「組織的な早期発見・早期対応」

- (1) 前年度欠席状況、毎月の欠席状況の共有・活用・・・・・・・・・・ 5
- (2) 休み始め（連続3日間、累計5日以上）の対応・・・・・・・・・・ //
- (3) ケース会議でのアセスメントの方法・・・・・・・・・・ 6
- (4) 児童生徒や保護者との関わり・・・・・・・・・・ 8
- (5) 「不登校児童生徒について把握した事実」への対応例
 - ・いじめを除く友人関係が主たる要因・・・・・・・・・・ 9
 - ・生活リズムの不調が主たる要因・・・・・・・・・・ //
 - ・学校生活への無気力が主たる要因・・・・・・・・・・ //
 - ・いじめが主たる要因・・・・・・・・・・ 10
 - ・発達的な特性が主たる要因・・・・・・・・・・ 11
 - ・教職員との関係が主たる要因・・・・・・・・・・ 12
 - ・非行が主たる要因・・・・・・・・・・ 13
 - ・虐待（ネグレクト等）が主たる要因・・・・・・・・・・ 14
 - ・病気（起立性調節障害・抑うつ等）が主たる要因・・・・・・・・・・ 15
 - ・学校教育への不信が主たる要因・・・・・・・・・・ 16

3 自立支援「学校外の施設と連携した支援体制」

- (1) 教育支援センター（旧 適応指導教室）・・・・・・・・・・ 17
- (2) 校内自立支援室事業・・・・・・・・・・ //
- (3) いじめ・不登校等に関する相談窓口・・・・・・・・・・ 18
- (4) 関連通知等・・・・・・・・・・ 19

【用語の説明】

○「アセスメント」:数ある情報の中から、問題の本質に近づくための大切な情報を見極め、整理することで、要因や背景を明らかにすること。

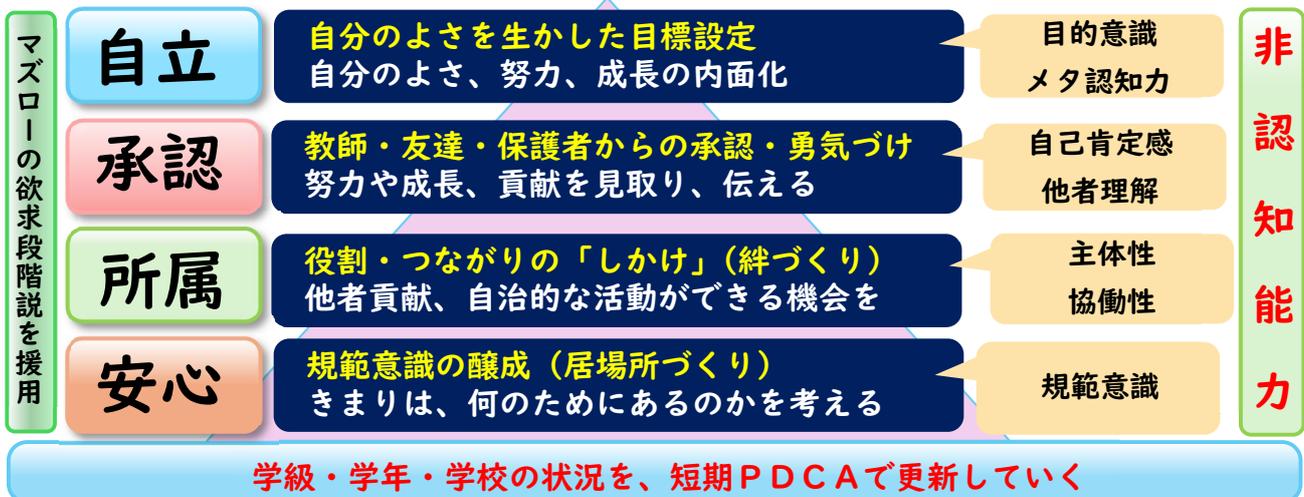
○「要対協」:要保護児童対策地域協議会

1 未然防止「魅力ある学校づくり」

学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、積極的に登校したいと思うような、日々の学校生活の充実です。どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくること（絆づくりのための場づくり）が鍵になります。

（1）支持的風土をつくる学級・学校経営

チーム学校で魅力ある学校へ



支持的風土づくりの4つのポイント

【ポイント①「安心」】（規範意識を育む）

児童生徒が安心して学校生活を過ごせるために、規範意識を醸成することが必要です。その際、きまりの意義や価値を児童生徒が実感することが大切です。

【ポイント②「所属」】（主体性・協働性を育む）

安心できる集団の中で、他者へ貢献したり、他者と協働して何かをやり遂げる機会、自治的な活動が展開できる環境（組織の整え）を意図的にしかけ、主体性や協働性を育むことが大切です。

【ポイント③「承認」】（自己肯定感・肯定的他者理解を育む）

授業中や様々な活動の場面で、一人一人の努力や成長、貢献を丁寧に見取り、具体的に承認・勇気づけのメッセージを伝えることが大切です。その際、教師から、児童生徒相互、保護者から等、多様な形で承認を得られる工夫が必要です。

【ポイント④「自立」】（目的意識・メタ認知力を育む）

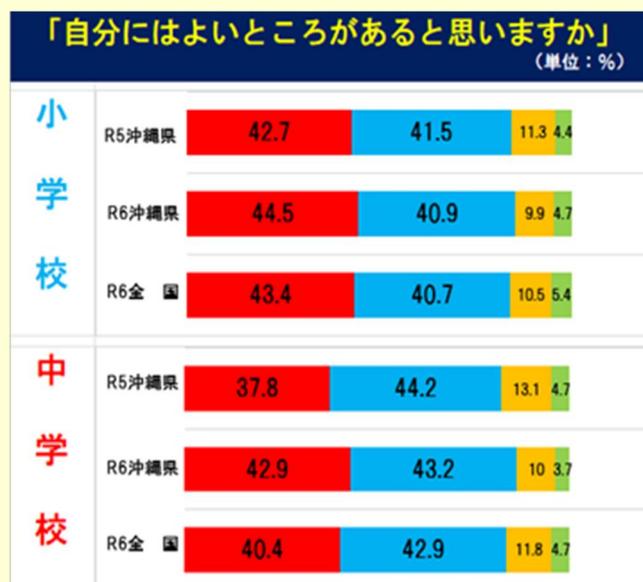
承認を通して気づいた、自分の良さや可能性をもとに、将来の夢や希望、そのための具体的な目標を設定することで目的意識を育むことが大切です。また、日々の授業や学級活動、行事等において「めあて」「振り返り」を行うことで、学校生活が自身の成長につながっていることを実感させることが大切です。

(2) 「魅力ある学校づくり」に向けた非認知能力の育成について

支持的風土に支えられた学級・学校づくりのためには「規範意識」「協働性」「自己肯定感」「目的意識」といった**非認知能力**を育む取組が求められます。

令和5年度・令和6年度「全国学力・学習状況調査「児童・生徒質問紙」結果より、「規範意識」、「協働性」、「自己肯定感」、「目的意識」に関する項目の比較

■ 当てはまる
 ■ どちらかといえば当てはまる
 ■ どちらかといえば当てはまらない
 ■ 当てはまらない



沖縄県では、学級集団での喜びや達成感を感じられる取組、自己決定の場や自治的な活動の充実、教師からの意図的な承認・勇気づけの取組の推進が図られていると考えられます。

各学校においては、児童生徒質問紙等を指標として活用し、支持的風土に支えられた学級・学校づくりのための具体的な手立てを全職員で考え、共通実践していくことが求められます。

(3) チーム学校で取り組む具体例

○規範意識を高める取組「人のことを大切に聞く」

「人のことを大切に聞くこと」の共通実践

支持的風土が醸成されているかどうかを判断する一つの基準は、友達の話に「耳を傾ける」ことができるかどうかです。

○第1段階「モデリング」

「聞くこと」が学びや生活にとってどのような意味があり、大切なのかという「価値」を明示し、どのように聞くのかという「形」を示す。

○第2段階「コーチング」

価値と形を伝えた後、授業や集会の実践場面でモニタリングし、強化修正を重ねる。

○第3段階「フィードバック」

授業、集会が終わる時、聞き方の評価をする「良く聞けていたね」「優しさを感じたよ」と**勇気付け**し、成長の**価値付け**をする。

規範意識を育てる＝他者性を育てる(優しさ)



全職員で指導方法の共有、共通実践

始業式、全校集会等→管理職等
学年集会、行事等→学年主任等
学級開き、授業等→担任、教科担任等
児童会・生徒会による自主的・自治的な取組

鳴門教育大学教授 久我直人「教育再生のシナリオの理論と実践」より

○児童会・生徒会活動を核とした自治的活動

学級活動及び児童会・生徒会活動を通じた自治意識の醸成



児童会・生徒会活動の取組と、各学級の活動を連動させることにより、児童生徒の主体性や他者への貢献意欲、問題解決能力が高まります。

また、他者と話し合い、自己決定した活動を通して、責任感やねばり強さが高まり、達成感を他者と共に感じることが出来ます。

さらに、異学年での交流・活動は、学校全体の支持的風土を醸成させる効果があり、魅力ある学校づくりに向けた重要な取組となります。

○すべての児童生徒に対する承認・勇気づけ

児童生徒の自信や自己理解、教師への信頼感を高めるためには、**児童生徒に対し他者との比較ではなく、本人の努力や成長にフォーカスした承認・勇気づけ**が大切です。

①承認・勇気づけの「セルフチェック」

- 「個人差がないか」：目立たないが、やるべき事をきちんとやる子などに届いているか。
- 「言葉の質はどうか」：表面的な褒め言葉ではなく、児童生徒自身が自分の良さや可能性に気づける言葉となっているか。

②承認・勇気づけの「組織的展開」

- 授業等における承認・勇気づけの在り方を学校全体で検討し、共通実践する。
- 年間計画に教育相談週間や、承認旬間を位置づけ、すべての児童生徒に対し、全職員で承認・勇気づけに取り組む。

○生徒指導 PDCA サイクル× 2

年度途中に生徒指導の取組を学校評価等（年間2回実施）を通して点検・見直しを図ることで、教職員個々の認識や対応のずれが修正され、共通理解による実践が進みます。
 指標例：学校評価、児童生徒質問紙、いじめアンケート、欠席数・遅刻数、保健室来室状況、学級集団アセスメント調査 等

月	学校の取組	児童生徒への個別支援
1月	今年度「生徒指導年間サイクル」スタート ★第1回目 PDCA <input type="checkbox"/> 次年度指導方針の決定と各種指導計画の作成及び内容確認 ・「児童生徒による組織的な自治的な活動の展開に向けて」の確認 ・「学校いじめ防止基本方針」更新（HP への掲載） ・「不登校対応・支援リフレット」等の更新 ・「自立した学習者育成プロジェクト」の展開方法等の確認 <input type="checkbox"/> 各種調査等の客観的な分析、改善策の検討 ・問題行動等調査及び教育相談資料等の確認 ・成果や課題の把握、結果分析の共有 ・課題改善ポイントの共有 <input type="checkbox"/> 春季休業前の取組 ・長期欠席数、不登校数（継続・新規）及び問題行動等の校内や関係機関との情報共有 ・課題改善ポイントの共有	<input type="checkbox"/> アセスメントの確立（ステップ） ①行動には必ず理由（原因）があると考え ②その理由を個人と環境との関係の中で見出そうとする ③理由を見出すために情報を集め分析する ④理由を見いだせたら、それに対する最善の対応策を考える ⑤対応策を関係者で分担して実施する ⑥実施した結果を振り返って、次の対応策を改善する ※①～③をアセスメント（見立て）、④⑤がプランニング、④～⑥はPDCAサイクルで対応し、関係機関と積極的に連携する <input type="checkbox"/> 教育相談 ・個人票等を活用した個への支援
2月		
3月		
春季休業	・指導方針の関係職員との調整、共有 ・連携、情報共有	<input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 ・見守り体制強化、情報交換等
4月	<input type="checkbox"/> 全職員による生徒指導方針（学校いじめ防止基本方針含む）、支持的風土を醸成する学校・学級経営の確認と実践 ・不登校及び問題行動等の初期対応等の確認 ・学級のルールづくり（生徒指導方針の確認、学習規律） ・学級活動と児童会・生徒会活動を連動させ、自治的機能を高める。 <input type="checkbox"/> ゴールデンウィーク明けの取組 ・不登校及び問題行動等の確認（情報共有・早期対応） ・自殺予防対策 ■学校評価（第1回目） <input type="checkbox"/> 夏季休業前の取組 ・長期欠席数、不登校数（継続・新規）及び問題行動等の情報共有 ・課題改善ポイントの共有 <input type="checkbox"/> 全国学力・学習状況調査結果公表（児童生徒質問紙等） ・課題改善ポイントの共有	<input type="checkbox"/> 前年度のいじめ未解消児童生徒と長期欠席児童生徒の把握と支援計画の作成 ※4～6月：前年度、不登校を経験した児童生徒に対する初期対応。 【参考】「不登校経験あり」の児童生徒の内、7月までに欠席日数が30日を超える児童生徒は50%を超える。 <input type="checkbox"/> 教育相談週間の実施（1回目） ・個人票等を活用した個への支援 <input type="checkbox"/> 教育相談 ・個人票等を活用した個への支援
5月		
6月		
7月		
夏季休業	<input type="checkbox"/> 学校評価等の客観的な分析、改善策の検討 <input type="checkbox"/> 校内研修の開催 ・いじめ防止・対応、学級経営、児童会・生徒会活動 ・夏季休業明けの自殺予防対策	<input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 ・見守り体制強化、情報交換等
9月	★第2回目 PDCA <input type="checkbox"/> 夏季休業明けの取組 ・不登校及び問題行動等の確認（情報共有・早期対応） ・自殺予防対策 <input type="checkbox"/> 各種調査等の客観的な分析、改善策の検討 ・成果や課題の把握、結果分析の共有 ■学校評価（第2回目） <input type="checkbox"/> 冬季休業前の取組 ・長期欠席数、不登校数（継続・新規）及び問題行動等の情報共有 ・課題改善ポイントの共有	<input type="checkbox"/> 教育相談週間の実施（2回目） ・個人票等を活用した個への支援 <input type="checkbox"/> 教育相談 ・個人票等を活用した個への支援
10月		
11月		
12月		
冬季休業	<input type="checkbox"/> 学校評価等の客観的な分析、公表、改善策の検討 ・成果や課題の把握、結果分析の共有 ・次年度の生徒指導方針及び年間計画の検討 ・学校いじめ防止基本方針の検討、見直し	<input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 ・見守り体制強化、情報交換等
通年	<input type="checkbox"/> 毎月の問題行動等の調査 <input type="checkbox"/> 家庭訪問（必要に応じて） <input type="checkbox"/> 関係機関等の連携、情報共有 <input type="checkbox"/> いじめ防止等アンケート（記名式、無記名式、保護者対象、持ち帰り等）	

2 初期対応「組織的な早期発見・早期対応」

不登校の予兆とは、1日、2日…と児童生徒が学校を休み始めることにほかなりません。休み始める児童生徒には何らかの要因を抱えていると考えられます。その要因を初期のアセスメントを通して的確に把握し、児童生徒の状況に応じた働きかけを行うことが大切です。

(1) 前年度欠席状況、毎月の欠席状況の共有・活用

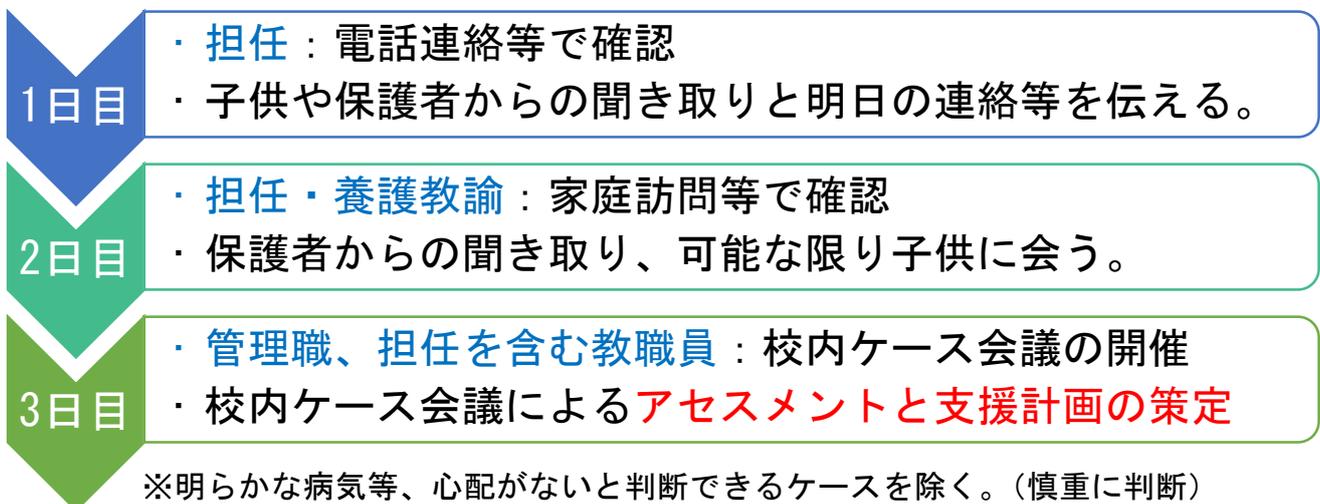
前の学年で30日以上長期欠席が見られた児童生徒や、前の学年（校種間も含む）までに累積で30日以上欠席が見られる児童生徒の場合には、欠席が2～3日続いただけでも不登校の予兆と捉えましょう。

また、前年度までに欠席や遅刻・早退等が目立つ児童生徒の場合には、休み始める前から注意を払ったり、働きかけを行ったりすることも大切です。学級編成や担任を決めるときに配慮することなども考えられます。

幼小や小中間の接続においては、欠席状況等の共有を確実にを行い、入学後の個別の支援に活用します。

また、毎月の欠席状況を、養護教諭、校長、教頭、担任等で共有し、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的な支援が大切です。

(2) 休み始め（連続3日間、累計5日以上）の対応



累計5日以上欠席した場合

養護教諭の欠席状況の把握
管理職との情報共有

教頭によるケース会議開催

校内ケース会議によるアセスメントと支援計画の策定

(3) ケース会議でのアセスメントの方法

① ケース会議までの準備(担任、養護教諭等による情報の収集)

- 本人、保護者からの聞き取り
- 教職員、友達からの聞き取り
- 欠席・遅刻・早退の状況:P,7「アセスメントシート(例)参照
- いじめアンケート
- 学級集団アセスメント調査 等

② ケース会議の実施(教頭のコーディネート)

【進行役】 原則として管理職が行う。

【出席者】 管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当
特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー等

【必要に応じて出席を依頼する】

市町村教育委員会、福祉担当課、警察、児童相談所、保護者等

アセスメントを行い欠席の 要因を明確にする

- 複数の教職員等で情報を共有し、
整理分析を行う。
- より適切なアセスメントを行うた
めに、養護教諭、スクールカウ
ンセラー、スクールソーシャルワ
ーカー等の多様な視点を踏まえる。

【要因例】

- ・学習の状況
- ・友人関係
- ・いじめ
- ・教員との関係
- ・家庭環境
- ・虐待 等

欠席の要因から課題を整理 し、支援計画を策定する

- 長期目標(ゴール)とその実現に
向けた短期目標を明確にし、共通
理解を図る。
- 「だれが」「いつ」「だれに」「何
を」「どのように」「どの程度」行
うことが効果的か検討し、具体的
に役割分担する。
- 関係機関との連携について具体的
に決める。

③ 支援の実施

- 策定された支援計画を実施するに当たっては、**学校、保護者及び関係機関等**
で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要。
- 支援計画に基づいた対応の結果を記録する。
- 支援計画通りにいかない場合や、対応が難しい場合、管理職等に相談し、支
援の在り方の見直しを行う。

短期 PDCA で継続的にアセスメントを行い、支援計画の見直しを行う

(4) 児童生徒や保護者との関わり

○児童生徒への関わり

策定された支援計画のもと、ただ「待つ」のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのかを見極め、**個々の状況に応じた適切な働きかけや関わりを持つことが重要です。**

大切なことは、児童生徒の気持ちを確認し、尊重することです。児童生徒に「何をさせたいか」ではなく、児童生徒が「何をしたいか」を確認して、「これならできるかも」をスモールステップで計画し、保護者と協力して進めていきましょう。

【注意】 過度な登校の促しは、児童生徒の状態によっては逆効果になる場合があります。保護者やスクールカウンセラー等と情報共有を密にしながら、慎重かつ丁寧に進めましょう。

○保護者との信頼関係づくり

我が子が学校へ登校できなくなった保護者の気持ちは、経験した本人にしかわからないことがあります。まずは、**保護者の思いを受け止め、信頼関係を築いていくことが大切です。**また、保護者同士のつながりを促す校内保護者会等を持つことも保護者の不安軽減への手立てとなります。

○関係機関へのつなぎの際の留意点

アセスメントで策定された支援計画を、児童生徒や保護者と共有する際は、丁寧な説明が必要です。保護者や児童生徒に、医療機関等への受診や教育支援センター(旧 適応指導教室)の紹介をする場合は、有益となる情報を伝え、判断をしてもらいましょう。伝え方やタイミングについては、ケース会議で協議しておきましょう。

【注意】 関係機関へつなぐことが目的ではなく、児童生徒の登校復帰、社会的自立に向けた支援の一つとして捉え、学校と保護者、児童生徒との信頼関係づくりは継続して行うことが大切です。

○家庭訪問での働きかけ

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があります。家庭訪問の際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切に実施しましょう。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要です。

初期の段階で、児童生徒や保護者に対し、**組織的に支援することにより、教職員への信頼感**が高まり、その後の取組を共通認識のもと進めることができます。大切なことは、児童生徒、保護者を孤立させないことです。

(5) 「不登校児童生徒について把握した事実」への対応例

いじめを除く友人関係
が主たる要因

生活リズムの不調
が主たる要因

学校生活への無気力
が主たる要因

担任等が状況を把握（管理職に報告）

- 担任等による本人や保護者との面談や家庭訪問での聞き取り
- これまでのいじめアンケート等の確認
- 養護教諭、教科担当、部活担当者等からの情報収集
- 関係児童生徒からの情報収集

ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係機関等で具体的な支援を分担し、支援計画を策定する。

手立ての例

学校の対応

- 担任等が、本人や保護者との面談を継続的に行い、本人の状況把握や意思確認を丁寧に行う。
- スクールカウンセラーが本人及び保護者の心のケアを行う。
- 保健室や相談室等の別室登校の受け入れ態勢を整える。
- 本人の心情や体調を把握し、支援計画を改善しながら登校復帰を支援する。
- 学校の取組を本人及び保護者へ伝える。
- 学級の状況を複数の教員で見立てる
- 支援員や民生委員・児童委員等による登校支援を計画的に行う。

関係機関等との連携

- 必要に応じて、本人及び保護者の意向を踏まえながら、教育支援センター（旧 適応指導教室）への通級等を促す。
- スクールソーシャルワーカーを活用し、民生委員・児童委員、児童相談所、医療機関等との連携を図る。
- 特別支援教育コーディネーターを通じて医療機関等との連携を図る。
- 虐待の可能性がある場合は、速やかに市町村福祉担当課、児童相談所に通告する。【義務】

欠席累計5日・連続3日等、初期の段階でケース会議を開き、アセスメントを行うことで、多様な要因に対応できます。

また、いじめ、発達的な特性、虐待等の早期発見にもつながり、組織的な初期対応が可能となります。

いじめが主たる要因

いじめの疑いがある場合（管理職に報告）

一人の教諭で抱え込まず、組織で対応すること。
「いじめ防止対策推進法 第22条、第23条」

「いじめ対策委員会」を開く（組織的対応）

被害児童生徒への支援

- 担任等が家庭訪問を行い、本人、保護者の思いを聞く。
- 本人の状態を見ながら事実確認をする。
- いじめ対策委員会で決定した加害生徒への指導方針や指導状況を、本人及び保護者に丁寧に説明する。
- 担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による本人及び保護者の心のケアを行う。
- ケース会議を開き、本人の状況といじめ対策委員会で検討した指導方針について共通理解する。
- 本人の具体的な登校支援の方法を検討する。
- ケース会議で策定した支援計画に基づいた登校支援に取り組む。

加害児童生徒への指導

- 担任や生徒指導担当等が、事実確認を行う。
- いじめ対策委員会を開き、今後の指導方針を検討する。
- 管理職、担任、生徒指導担当等がアセスメントを行い、いじめの抑止に向けた指導を行う。
- 管理職、担任、生徒指導担当等が、加害生徒の保護者に対して丁寧に説明する。
- 必要に応じて、警察等の外部機関と連携する。
- 行動の改善が見られない等、被害児童生徒の不安が解消できない場合は、加害児童生徒を教室以外の場所に登校させて指導する等、教育委員会と協議の上、加害生徒の出席停止を検討する。
- 再発防止に向けて、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によるケアを行う。

登校できない場合

- ケース会議を継続して行い、再アセスメントと支援計画を修正し、再検討する。
- 担任等による家庭訪問を継続して行い、本人、保護者の考えを聞くとともに、加害生徒を含む学校の状況等を伝える。
- 本人及び保護者に対してスクールカウンセラー等も含めたケアを行う。
- 本人及び保護者の意向を踏まえながら、別室登校や教育支援センター（旧 適応指導教室）への通級等を促す。
- 本人や保護者が希望する場合は、管理職、スクールソーシャルワーカー、教育委員会等で丁寧に協議し、学級替えや転校の措置を図る。

登校できる場合

- 担任や生徒指導担当等が、加害生徒及び他の生徒に対して、継続的にいじめの再発防止に係る取組を行う。
- 担任やスクールカウンセラーが面談を行いながら、本人及び保護者のケアを継続して行う。
- 担任や教科担当等が、欠席していた期間の学習内容の補充指導を行う。

いじめにより欠席が続くことは、いじめ防止対策推進法第28条により「**重大事態**」に該当します。重大事態に該当する可能性がある場合は、直ちに教育委員会を通じて首長に報告を行います。その後調査を行い、その結果を踏まえ、首長は必要な措置を講じる必要があります。詳しくは「[沖縄県いじめ防止基本方針 第2の3 重大事態への対処](#)」を参照。

発達的な特性が主たる要因

担任等の気づき（管理職と特別支援教育コーディネーターに報告）

特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭等による情報収集

- 現在の状況（授業、集会、行事等、どのような場面で気になる行動が見られるか）
- 過去の状況（幼稚園、下学年の担当教諭等からの聞き取り）
- 保護者への面談（担任だけでなく、特別支援教育コーディネーター等を交え複数で対応）
- 本人への面談・観察（スクールカウンセラー、養護教諭等による複数の視点で面談・観察）

ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

- すべての教職員で情報を共有する。
- 保護者との信頼関係の構築のもと、教職員とともに本人の状況を確認し、情報共有を図る。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーより、専門的な見地から助言を受ける。
- 本人の「得意なこと」、「苦手なこと」等を整理し、教室環境や授業における合理的配慮について検討する。
- 保護者との共通理解のもと、支援計画を策定する。

手立ての例

学校の対応

- すべての教職員が発達の特性を理解し、本人のニーズに合わせた支援や指導を行う。
- 本人への関わり方について全職員で共有し、周囲の児童生徒への理解を促す。
- 本人の特性に配慮した教室掲示や授業方法の工夫を行う。
- 保健室や相談室等の別室登校の受け入れ態勢を整える。
- 本人の心情や体調を把握し、支援計画を改善しながら登校復帰を支援する。
- 必要に応じて「個別の教育支援計画」等の作成、活用を図り、組織的に対応する。

関係機関等との連携

- スクールカウンセラー等の助言を参考にし、関係機関等との連携を視野に入れる。
- 関係機関等と連携を図る場合は、本人や保護者の心情に配慮し、伝え方やタイミングについて事前に協議しておく。
- 本人及び保護者の意向を踏まえながら、教育支援センター（旧 適応指導教室）等の適切な活用を図る。
- 沖縄県「新サポートノートえいぶる」の活用を図る。

教職員との関係が主たる要因

教職員等の気づき（管理職に報告）

管理職による教職員等の指導方法の確認と指導

管理職等による情報収集

- 本人への面談（管理職、スクールカウンセラー、養護教諭等による複数の視点で面談）
- 保護者への面談（管理職、スクールカウンセラー等で対応）
- 教職員等からの情報収集（体罰や暴言等、不適切な言動や指導がなかったか丁寧に確認）
- 関係する児童生徒への面談（学年主任、養護教諭等で対応）
- 複数の教職員で、生活アンケートやいじめアンケート等を確認

（参照）R6.9月発出「学校における児童等の抱える課題解決に向けた対応手順」

ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

- 参加者で情報を共有する。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーより、専門的な見地から助言を受ける。
- 保護者との共通理解のもと、支援計画を策定する。

手立ての例

登校支援の取組

- 本人が安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行い、本人との信頼関係づくりに取り組む。
- 本人及び保護者に対してスクールカウンセラー等による心のケアを行う。
- 保健室や相談室等の別室登校の受け入れ態勢を整える。
- 本人の心情や体調を把握し、支援計画を適宜見直し登校復帰を支援する。
- 教職員との関係以外に要因があれば、管理職の指示のもと迅速に対応する。

関係機関等との連携

- 教職員は、別室登校の際の対応や教育支援センター（旧 適応指導教室）等と連携して、本人の学習の場を設定する。
- 管理職の指導のもと、必要に応じて関係機関等と連携する。
- スクールカウンセラー等による継続的なアセスメントを行う。
- 本人や保護者が学級替えや転校を希望する場合は、丁寧に話を聞き、市町村教育委員会と連携して慎重に対応する。

非行が主たる要因

教職員等の把握（管理職に報告）

担任、生徒指導担当、養護教諭、部活動担当等による情報収集

- 担任・生徒指導担当・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による面談
- 学校内・学校外の友人関係、部活内の友人関係等の情報収集
- 担任・生徒指導担当による保護者面談、必要に応じて家庭訪問による情報収集
- 児童相談所や警察等、外部機関からの情報収集

ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係機関等で具体的な支援を分担し、支援計画を策定する。

手立ての例

校内における支援

- 信頼関係の構築
 - ・児童生徒が安心して話せる環境を整え、傾聴を重視する。
 - ・否定的な態度を避け、自己肯定感の回復を促す対応を心がける。
 - ・一貫した対応を行い、継続的な関わりを意識する。
- 心理・福祉の専門家との連携
 - ・担任や養護教諭、生徒指導担当や教育相談等とともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携の上、ケース会議において児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討し、実行的なチーム支援体制を構築する。
 - ・児童生徒の発達特性や心理的要因、社会的要因に注目した多面的なアセスメントを行う。
- 居場所の提供と社会性の回復
 - 安心して学校生活を送れるよう、教職員の配置や学習機会の整備など、組織的に支援できる環境を整える。また、学校以外の「居場所」（こどもの居場所、地域活動、ボランティアなど）を必要に応じて紹介し、社会性の回復を支援。

保護者に対する支援

- 信頼関係の構築
 - 不登校の子を持つ保護者は将来への不安を抱えていることが多い。そうした保護者とは支援の前提として信頼関係を築くことが重要。
- 保護者を支える
 - 当事者視点で語られる経験は同じ悩みを抱える保護者の大きな支えとなるため、親の会や保護者同士の学習会の紹介を通じた支援が不登校児童生徒の支援につながる。
- 家庭への支援
 - 家庭環境が不登校や非行に影響する場合、家庭への支援を検討し、必要に応じて、個別ケース会議で課題を明確にし、支援を行う。

校外の関係機関との連携

- 連携における留意点
 - ・不登校児童生徒の状況を正確に把握し、必要な関係機関につなげること。
 - ・多様な学習の機会や体験の場、心身のサポートを提供する関係機関等と積極的に連携し、相互に協力・補完し合うこと。

虐待（ネグレクト等）が主たる要因

担任、養護教諭等の気づき（管理職に報告）

- 不自然なあざが見られる。 ○アンケートや教育相談による訴え。
- 病気で通院が必要な場合でも、病院へ連れて行ってもらっていない。
- 衣服が汚れてもずっとそのままの状態。等

校長の指示のもと、担任、学年主任、養護教諭等が連携して情報収集

通告

虐待の恐れがある場合は、速やかに通告する。【義務】

市町村福祉課
児童相談所

連携

ケース会議・支援計画の策定

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【出席依頼】

市町村教育委員会、市町村福祉課、児童相談所、警察、民生委員・児童委員等

在宅援助
(保護者を指導)

一時保護
(子供を保護)

継続的に
登校支援

担任等による
面談等

学校と関係機関による登校支援の取組

- 担任や養護教諭等が、家庭訪問で本人と対面し、身体の変化に注意するなどの安全確認を行う。（複数の教員で行う）
- 本人が安心して過ごせる居場所（保健室等）を確保し、相談員等と連携しながら登校支援を行う。
- スクールカウンセラーによる面談を実施し、本人の心のケアを行う。
- 体調等を慎重に見取りながら学級での活動への復帰を支援していく。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が保護者と面談を行いながら、養育についての考えや今後の方針について聞き取る。
- 要保護児童対策地域協議会で、個別ケース検討会議を行い、保護者の養育に関する課題を明らかにするとともに、学校と関係機関が連携して家庭に必要な支援を行う。
- 継続して定期的なアセスメントを行い、丁寧に本人や家庭の状況を把握し、関係機関と連携して支援策の再検討を行う。

虐待の中には「面前DV（心理的虐待）」等、その影響が表面的に表れにくいケースがあります。そのことから欠席累計5日等、早期のアセスメントによる多面的な児童生徒理解と組織的な対応が必要となります。

文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」参照

病気（起立性調節障害・抑うつ等）が主たる要因

【起立性調節障害】

立ちくらみ、めまい、気持ち悪い、動悸、息切れ、腹痛、頭痛などの脳貧血症状や自律神経症状を示す子供の自律神経失調症のこと。症状は一般的に午前中に強く、朝なかなか起きられない。小学校高学年から高等学校までの年齢に多く見られる。 ※「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」より

担任、養護教諭等の気づき、保護者からの相談（管理職に報告）

- 朝、起き上がれない。
- 食欲が出ない。
- 登校しようとするとう腹痛が起こる。
- 昼夜逆転生活。 等
- 体調が優れない状態が続く。
- 理由もなく元気がない（抑うつ）
- 登校しても元気が出ない。

担任、養護教諭等が連携して情報収集

ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

医療機関等との連携

- 子どもの現在の状態を確認し、保護者に医療機関等への相談を判断をしてもらう。

医療機関での診察

病気であると診断

病気でない診断

病気以外に欠席している要因が見当たらない場合

学校や家庭に要因があると考えられる場合

登校支援の取組

- 本人が安心して会える教職員等による家庭訪問や面談を行いながら、本人と保護者の支援（ケア）に取り組む。
- 担任や養護教諭は、保護者から治療の状況を定期的に聞き取りながら、ケース会議で支援計画の確認及び修正を行う。
- 本人が安心して過ごせるよう、保健室登校等の別室登校への対応、教職員の配置や学習機会の整備など組織的に支援する環境を整える。

学校生活への対応

- 学校生活での要因をケース会議で明らかにする。
- 担任等が、本人の不安を取り除くための取組を行い、その過程と結果を本人と保護者に伝える。

保護者への支援

- スクールカウンセラー等による面談。
- スクールソーシャルワーカーを活用し、市町村福祉課や児童相談所等の関係機関と連携する。

全教職員及び児童生徒に対し、病気への理解が深められる場の提供

学校教育への不信が主たる要因

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での長期欠席の理由の分類では、「保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心」は、「その他」に該当する。

担任等が本人及び保護者の状況を認識（管理職に報告）

虐待の疑いがある場合 → P.14

ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

校長は、在学する児童生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を教育委員会に通知しなければならない。通知を受けた教育委員会は、保護者が子供を就学させる義務を怠っていると認められる時は、その保護者に対して、出席を督促しなければならない。

「学校教育法施行令(第二十条・二十一条)」より抜粋

管理職

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

教職員

通知

指導・支援

指示・依頼

連携

教育委員会

連携

関係機関との連携

- 市町村福祉担当課
- 児童相談所
- 民生委員・児童委員
- 警察 等

虐待の恐れがある場合は、速やかに通告する。
【義務】

出席の督促

本人及び保護者への支援

- 学校教育の必要性、学校の中での友達づくりや集団で学ぶことの大切さを保護者に伝える。
- 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が目的に応じた家庭訪問を継続的に実施し、本人及び保護者とのつながりを確保していく。
- 必要に応じて、本人及び保護者の意向を踏まえながら、教育支援センター（旧 適応指導教室）等の適切な活用を図る。
- ケース会議を継続的に実施し、本人及び保護者の状況を踏まえながら支援計画を見直す。

関係機関と連携し、本人及び保護者を孤立させないことが大切です。

3 自立支援「学校外の施設と連携した支援体制」

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行う必要があります。学校や教育委員会がすべての手立てを講じる上で必要に応じ、学校外の施設である教育支援センター(旧 適応指導教室)やフリースクール等の民間施設との連携等、多様な教育機会を確保する必要があります。

(1) 教育支援センター(旧 適応指導教室)

適応指導教室とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む。)を行うことにより、その社会的自立を目指します。「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日 文部科学省)参照

県内における適応指導教室設置状況(令和7年3月末現在)

	教室名	電話番号
1	名護市立教育研究所「あけみお学級」	0980-54-5111
2	恩納村教育委員会「教育相談室」	098-966-1209
3	嘉手納町青少年センター「ふれあいスクール」	098-957-1717
4	うるま市教育委員会学校生活応援課「いしかわルーム」	098-923-7158
5	うるま市教育委員会学校生活応援課「さわやか学級」	098-923-7158
6	沖縄市立教育研究所「すだち」	098-989-6565
7	北谷町教育委員会「青少年支援センター」	098-936-3424
8	宜野湾市はごろも学習センター「若葉教室」	098-893-8859
9	浦添市教育委員会こども青少年課「いまあじ」	098-876-1296
10	那覇市教育委員会教育相談課「あけもどろ学級」	098-832-7868
11	糸満市教育委員会「とびうお教室」	098-994-6966
12	島尻教育研究所「しののめ教室」	098-998-9561
13	豊見城市教育委員会適応指導教室「とよむ教室」	098-856-1538
14	南城市教育委員会 教育支援センター(ハート教室)	098-917-5364
15	宮古島市立適応指導教室「まていだ教室」	0980-73-4149
16	石垣市立教育研究所「あやぱに学級」	0980-83-6388
17	沖縄県立総合教育センター「てるしの」	098-933-7537

(2) 校内自立支援室事業

学校内にある教室等を活用し、当事業により配置する学習支援員及び教職員等が連携し、不登校児童生徒、及び登校できるが教室に入れない児童生徒等への校内支援体制を整え、多様な学習の機会を確保し、児童生徒の社会的自立を促す。

不登校児童生徒が、適応指導教室や民間施設等で指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要です。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きく重要な取組となります。

(参照)文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日)

いじめ・不登校等に関する相談窓口

相談機関	電話番号	受付時間
24 時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間
子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
なは法務少年支援センター (波之上こころの相談所)	098-868-4650	月～金 9:00～16:00

沖縄県

相談機関	電話番号	受付時間
県立総合教育センター教育相談室	098-933-7537	月・水 13:30～16:30
県立総合教育センター特別支援教育班	098-933-7526	火・木 9:30～11:30 13:30～16:30 金 9:30～11:30
子ども若者みらい相談プラザ soraе なは (中部・南部・離島)	098-943-5335	火～土 10:00～18:00
子ども若者みらい相談プラザ soraе なご (北部:伊江村、伊平屋村、伊是名村含む)	0980-43-8300	月～金 10:00～17:00
おきなわ子ども虐待ホットライン	098-886-2900	月～金 17:15～翌日 8:30 土・日・祝祭日は 24 時間受付
中央児童相談所	098-886-2900	月～金 9:00～11:00
中央児童相談所宮古分室	0980-75-6505	13:00～16:00
中央児童相談所八重山分室	0980-88-7801	※虐待の通告・相談は
コザ児童相談所	098-937-0859	「おきなわ子ども虐待ホットライン」
こころの電話相談 (県立総合精神保健福祉センター)	098-888-1450	月・水・木・金 9:00～11:30 13:00～16:30
沖縄県ひきこもり専門支援センター (県立総合精神保健福祉センター)	098-888-1455	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00
沖縄県発達障がい者支援センター がじゅま～る	098-982-2113	月～金 9:00～17:00

沖縄県警本部

相談機関	電話番号	受付時間
県警少年サポートセンター	0120-276-556	月～金 8:30～17:15
警察安全相談	#9110 098-863-9110	24 時間受付

その他

相談機関	電話番号	受付時間
沖縄いのちの電話 (自殺予防)	098-888-4343	毎日 10:00～23:00
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月 10 日は 8:00 から 24 時間
サポートステーションなご	0980-54-8600	月～金 10:00～17:00
サポートステーション沖縄	098-989-4224	月～金 (第 3 土) 10:00～17:00
サポートステーション琉球	098-917-2086	月～木 (第 2 土) 10:00～17:00 金 10:00～12:00

沖縄県子ども未来部子ども若者政策課

子どもの未来を応援する情報サイト・アプリ「こどもミライ」

(沖縄県や各市町村の子どもに関する支援情報が目的に応じて検索可能)



関連通知等

【不登校】

- [「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」](#)
(令和6年8月29日 文部科学省)
- [「不登校の児童生徒等への支援の充実について」](#)(令和5年11月17日 文部科学省)
- [「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」\(COCOROプラン\)](#)
(令和5年3月31日 文部科学省)
- [「不登校児童生徒への支援の在り方について」](#)(令和元年10月25日 文部科学省)
- [「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」](#)
(平成29年3月31日 文部科学省)
- [「児童生徒の教育相談の充実について」](#)(平成29年2月3日 文部科学省)
- [「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」](#)
(平成28年12月14日公布 平成29年2月14日施行)

【いじめ】

- [「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」](#)
(令和5年2月7日 文部科学省)
- [「いじめ防止対策推進法に基づくいじめに関する対応について」](#)
(令和3年9月21日 文部科学省)
- [「沖縄県いじめ防止基本方針」](#)(平成26年9月30日 沖縄県教育委員会)
- [「いじめの防止等のための基本的な方針」](#)(平成25年10月11日 文部科学省)
- [「いじめ防止対策推進法」](#)(平成25年6月28日公布 9月28日施行)

【虐待】

- [「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」](#)(令和2年6月改訂 文部科学省)

【生徒指導】

- [「生徒指導提要\(改訂版\)」](#)(令和4年12月 文部科学省)

【生徒指導リーフ】

- [「生徒指導リーフ Leaf.22 不登校の数を継続数と新規数とで考える」](#)
(平成30年7月 国立教育政策研究所)
- [「生徒指導リーフ Leaf.14 不登校の予防」](#)(平成26年4月 国立教育政策研究所)

不登校児童生徒への支援の手引き

令和2年3月 初版

令和7年3月 第二版

発行元 沖縄県教育庁義務教育課

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL 098-866-2741 FAX 098-866-2750

